

## 災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、被災住民等を救助するための物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が、次に掲げる場合において、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) 北海道外において災害等が発生し、都府県から物資の供給要請があるとき。
- (4) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、要請する物資名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した「災害時における物資供給要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給状況報告書」（別紙様式第2）により甲に報告するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように

配慮するものとする。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が支払うものとする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換等)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うとともに、乙は甲が行う防災訓練に参加するなど防災意識の啓発に努め、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲、乙は、本協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙様式第3)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 北海道  
北海道知事

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO法人コメリ災害対策  
理事長

別表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

別紙様式第1

## 災害時における物資供給要請書

平成 年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 様

北海道知事

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、次のとおり要請します。  
 また、本要請に対する貴法人の物資供給状況を別紙様式第2により報告願います。

記

要請する物資の内容

納品希望日時	品目	規格	数量	搬入希望場所

## 問い合わせ先

北海道	部	課
TEL	-	-
FAX	-	-
担当		

別紙様式第2

## 物資供給状況報告書

平成 年 月 日

北海道知事様

NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長  
(担当部署)

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、次のとおり物資供給状況を報告します。

記

## 物資供給実施状況

実施日時	品目	規格	数量	搬入場所

別紙様式第3

## 連絡責任者届

平成 年 月 日

団体名 : \_\_\_\_\_

## 1. 連絡先

(第1連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第2連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第3連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

## 2. 勤務時間外及び休日の連絡先

(目的外使用禁止)

「災害時における物資の供給に関する協定書」に記載する活動に利用すること。

## 災害時における物資の供給に関する協定

### Agreement for the Supply of Goods in the Event of a Disaster

北海道（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、札幌倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

Hokkaido Government (hereinafter referred to as "Hokkaido") and Costco Wholesale Japan, Ltd. (hereinafter referred to as "Costco") have concluded an agreement for cooperation in the supply of goods including food and daily necessities for disaster relief (hereinafter referred to as "goods") at Sapporo Warehouse as follows:

#### （趣旨）

第1条 この協定は、北海道に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

#### （Objective）

Article 1: This agreement shall provide the requirements for smooth implementation of Hokkaido's supply of goods in cooperation with Costco in the case that a large-scale disaster has occurred or is likely to occur in Hokkaido.

#### （協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

#### （Request for Cooperation）

Article 2: Hokkaido may request Costco for cooperation in the supply of goods which Costco owns, when it is necessary for Hokkaido to receive the goods under the following circumstances:

1. When the evacuation of residents is predicted to be long-term and large-scale with actions such as the establishment of a disaster countermeasures office and the invocation of the Disaster Relief Act,
2. When a disaster-stricken area makes a request for the supply of goods, and
3. When Hokkaido needs Costco's support in the supply of goods.

#### （供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

#### （Types of Supplied Goods）

Article 3: Goods that Hokkaido may request Costco to supply are those that Costco owns within the following:

1. Goods as shown on the attached Appendix (for Article 3), and
2. Other goods designated by Hokkaido.

## (協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

## (Implementation of Cooperation)

Article 4: Costco, upon receiving a request from Hokkaido pursuant to the provisions in Article 2, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items provided, however, that this shall not apply in the cases where:

1. The ability to supply has reduced due to the disaster,
2. There are other priorities resulting from the disaster,
3. Costco has been affected by the disaster, or
4. Costco decides that their existing members should be given priority.

## (要請手続)

第5条 甲は、「物資供給要請書」(様式第1号)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

## (Request Procedure)

Article 5: Hokkaido shall request Costco to supply the goods by submitting the "Request for the Supply of Goods" (Form 1). However, in the case of an emergency, Hokkaido shall request Costco by phone or other methods and subsequently submit the form.

## (物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給状況報告書」(様式第2号)により甲に報告するものとする。

## (Transportation of the Goods)

Article 6: Delivery location of the goods shall be designated by Hokkaido depending on the situation, and the delivery of the goods to the location shall be carried out by Costco in principle. Notwithstanding, in the case where Costco experiences difficulty delivering the goods, Hokkaido, or a party designated by Hokkaido, shall deliver the goods.

- 2 Hokkaido or municipalities that request Hokkaido for the supply of goods shall dispatch staff to the designated location. Staff shall confirm the goods upon receiving.
- 3 Hokkaido shall acknowledge that the delivery of the goods to the designated location may be carried out by a transport company designated by Costco.
- 4 Costco shall promptly report to Hokkaido by "Status Report for the Supply of Goods" (Form 2) upon the delivery of the goods.

(支払)

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が支払うべき代金等は、「物資供給状況報告書」（様式第2号）等に基づき、甲、乙協議の上、運搬に要した経費は乙が負担した額を基準とし、また乙が提供した物資の代金は、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(Payment)

Article 7: Hokkaido or municipalities that request Hokkaido for the supply of goods must pay for the cost of the goods provided by Costco and the fees incurred in transportation of the goods (hereinafter referred to as “the fees”) without delay upon the receipt of an invoice provided by Costco.

2 Upon consultation between Hokkaido and Costco, Hokkaido or municipalities that request Hokkaido for the supply of goods shall pay the fees to pay for delivery of the goods based on the expense paid by Costco, and pay the fees for supplies provided by Costco at an appropriate price prior to the disaster, pursuant to the “Status Report for the Supply of Goods” (Form 2).

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(System of Communication)

Article 8: Hokkaido and Costco shall create a contact list of staff members and exchange the list with each other for a smooth facilitation of this Agreement hereof, and any changes shall be promptly reported to each other.

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(Vehicle Traffic)

Article 9: During Costco's delivery and supply of goods, Hokkaido shall support Costco's vehicle to pass as a priority or an emergency vehicle.

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(Regular Activities)

Article 10: Hokkaido and Costco shall exchange information during regular times in order to smoothly facilitate this Agreement. Costco shall raise disaster awareness and prepare for any emergency by participating in emergency drills conducted by Hokkaido.

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 11: Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between both parties.

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから変更や終了等の何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(The Term of Validity)

Article 12: This Agreement shall be effective for one (1) year from the day of establishment. This Agreement shall, however, be automatically renewed every year unless one of the parties expresses any intention of alteration or termination one (1) month before the end of the term in effect.

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

平成28年 6月20日

北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号  
乙 コストコホールセールジャパン株式会社  
代表取締役 ケン・テリオ

別表（第3条関係） Appendix (for Article 3)

物資の種類 Types of Goods	品名 Product Names
食糧 Food Items	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子 Rice, breads, cornflakes, instant foods, retort foods, canned foods, powdered milk, miso paste, soy sauce, salt, sugar, oil, pickles, seaweeds, rice seasoning ( <i>furikake, chazuke</i> ), eggs, milk, soy milk, bananas, ham/sausage, water, vegetable/fruit juice, soft drinks, noodles, meat, vegetables, butter/jam, tea/coffee, confectioneries
医療用品 Medical Supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aids, *insecticide, gargles, antiseptic, moisturizer, thermometers, sphygmomanometers, flu/cold masks
寝具、衣料 Beddings and Clothing	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets, beddings, underwear items, socks, clothing articles, *winter clothes, towels
日用品 Commodity	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ Portable gas stove, cassette gas, pots and pans, tableware, spoons and forks, kitchen knives, chopsticks, paper trays/cups, flashlights, batteries, toilet papers, kitchen papers, wet wipes, toothbrushes, toothpaste, mouthwash, sanitary products, disposable diapers, aluminum foil, plastic wraps, laundry detergent, soap, *disposable warmers, plastic tapes, rubber gloves, shoes, slippers, urine pad for adults, paper towels, hand soap
その他 Other	ブルーシート、※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー Tarp, *electric fans, *stoves, electric power generators, power inverters for cars, hand carts, solid fuel, shovels, mobile batteries

※季節商品 \*Seasonal supplies

様式第1号（第5条関係）

Form 1 (for Article 5)

年 月 日  
Year Month Day

## 物資供給要請書

Request for the Supply of Goods

コストコホールセールジャパン株式会社

札幌倉庫店 倉庫店長 様

To: Warehouse Manager, Sapporo Warehouse

Costco Wholesale Japan, Ltd.

北海道知事  
Governor of Hokkaido

「災害時における物資の供給に関する協定」第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

また、本要請に対する貴社の物資供給状況を様式第2号により報告願います。

I will request for the supply of goods listed below in accordance with Article 5 of "Agreement for the Supply of Goods in the Event of a Disaster".

Please report your company's status of supplies in response to this Request, using Form 2.

実施日時 Delivery Date and Time	品名 Goods	規格 Standard	数量 Quantity	引渡場所 Location of Delivery

様式第2号（第6条、第7条関係）

Form 2 (for Article 6, Article 7)

年 月 日  
Year Month Day

## 物資供給状況報告書

Status Report for the Supply of Goods

北海道知事様

To: Governor of Hokkaido

コストコホールセールジャパン株式会社

札幌倉庫店 倉庫店長

Warehouse Manager, Sapporo Warehouse

Costco Wholesale Japan, Ltd.

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、物資供給状況を次のとおり報告します。

In accordance with "Agreement for the Supply of Goods in the Event of a Disaster", I report the status of the supply as listed below:

実施日時 Delivery Date and Time	品名 Goods	規格 Standard	数量 Quantity	備考 Notes

## 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** この協定は、北海道内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

### （協力要請）

**第2条** 甲は、次に掲げる場合において、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が長期間に及ぶことが予想されるとき
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給等について乙の支援が必要なとき

### （協力の実施及び受諾等）

**第3条** 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員（以下「組合員」という。）のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 運搬希望場所に最寄りの場所等に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力をを行うものとする。

### （物資の種類）

**第4条** 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

### （物資の引渡し）

**第5条** 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、運搬終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

3 乙は、組合員もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（費用）

第6条 組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲又は甲に物資の供給等を要請した市町村が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（車両の通行等）

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

（協議等）

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、隨時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

（実施細目等）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成29年 3月 10日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

資料 8-4 (4-14)

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号 後関ビル8階  
東日本段ボール工業組合  
理 事 長 斎藤 英男

## 災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定

北海道（以下「甲」という。）とウォレットジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模自然災害や、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、若しくは都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）のコンテナ型トイレをはじめとする各種コンテナ製品等の供給（以下「コンテナ製品の供給」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲が乙に対して行うコンテナ製品の供給の要請に関して、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
- (2) 北海道外において災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
- (3) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

### （協力要請の対象）

第3条 この協定における協力要請の対象は次に掲げるものとする。

- (1) 各種コンテナ製品等の設置及び撤去
- (2) 各種コンテナ製品等の使用に必要な備品の提供
- (3) 各種コンテナ製品等の設備のメンテナンス
- (4) その他、甲が必要と認めるもの

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、協定締結企業としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、コンテナ製品の供給を実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

### （経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請によりコンテナ製品の供給に要した経費については、甲又は甲に支援を要請した市町村が負担するものとする。

#### (経費の支払い)

第7条 乙は、本協定に基づく各種コンテナ製品等の撤去後、前条の規定に基づき、甲又は甲に支援を要請した市町村に負担する経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合には、その費用について速やかに支払うものとする。

#### (事故等)

第8条 乙は、コンテナ製品の供給に関し事故等が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、事故等の発生により、各種コンテナ製品等の使用を中断した場合には、速やかに復旧するよう努めるものとする。

#### (損害の負担)

第9条 乙は、本協定に基づく各種コンテナ製品等の提供に際し、乙の責めに帰する理由により、第三者に損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとする。

#### (災害補償)

第10条 本協定に基づく業務の実施にあたり、従事した者の責めに帰することができない理由により、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の規定に基づき乙が行うものとする。ただし、乙が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

#### (関係市町村との調整)

第11条 本協定に基づくコンテナ製品の供給にあたり、関係市町村との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

#### (情報提供)

第12条 乙は、災害に係る情報について、コンテナ製品の供給のほか、通常業務中に覚知した場合においても、積極的に甲に提供するものとする。

#### (平常時からの体制)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 防災に関する情報交換
- (3) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- (4) その他、必要と認める事項

#### (守秘義務)

第14条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第16条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 1月22日

甲 北海道  
北海道知事 鈴木直道

乙 ウオレットジャパン株式会社  
代表取締役社長 遠藤吉勝

## 災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と合同容器株式会社（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下、「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）の段ボール製品の供給、運搬等（以下、「供給等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲が乙に対して行う段ボール製品の調達等の要請に関する、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
- (2) 北海道外において災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
- (3) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

### （協力要請の対象）

第3条 この協定における協力要請の対象は次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他、甲が必要と認める、乙が取扱う又は製造可能な商品

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、協定締結企業としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、供給等を実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

### （経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により供給等に要した経費については、甲又は甲に支援を要請した市町村が負担するものとする。

(経費の支払い)

第7条 乙は、本協定に基づく供給等の実施後、前条の規定に基づき、甲又は甲に支援を要請した市町村に負担する経費を請求するものとする。

2 甲又は甲に支援を要請した市町村は、前項の請求があった場合には、その経費について速やかに支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、供給等の実施に際し事故等が発生した時、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、事故等の発生により、供給等を中断した場合には、速やかに供給等を継続するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第9条 乙は、本協定に基づく供給等の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、第三者に損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 本協定に基づく業務の実施にあたり、従事した者の責めに帰することができない理由により、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の規定に基づき乙が行うものとする。ただし、乙が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(関係市町村との調整)

第11条 本協定に基づく供給等の実施にあたり、関係市町村との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第12条 乙は、災害に係る情報について、供給等の実施のほか、通常業務中に覚知した場合においても、積極的に甲に提供するものとする。

(平常時からの体制)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 防災に関する情報交換
- (3) 甲又は市町村等が行う防災訓練への積極的な参加
- (4) その他、必要と認める事項

(守秘義務)

第14条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第16条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月6日

甲 北海道  
北海道知事 鈴木直道

乙 合同容器株式会社  
代表取締役社長 日野威

## 災害時における物資の供給等に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社ファーストリテイリング(以下、「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める地震、風水害その他の災害が発生、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時等」という。)、被災住民等を救助するための物資(以下「物資」という。)の調達及び供給について次のとおり協定を締結する。

### (要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

### (要請の事前協議)

第2条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」(別紙1)を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

### (供給物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第1号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- (1) 乙または乙の子会社で調達可能な物資
- (2) その他甲が指定する物資

### (要請の方法)

第4条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給等要請書」(別紙2)をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### (物資の運搬、引渡し)

- 第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

##### (1) 引渡し日時及び場所

##### (2) 引渡し物資の品目及び数量

#### (費用)

- 第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。
- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が負担する費用は、災害時の直前における仕入価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

#### (費用の支払い)

- 第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙又は乙の子会社からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙又は乙の子会社の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

#### (連絡責任者の報告)

- 第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙3)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

#### (車両の通行)

- 第9条 甲は、乙又は乙が指定する者が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

#### (協議)

- 第10条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

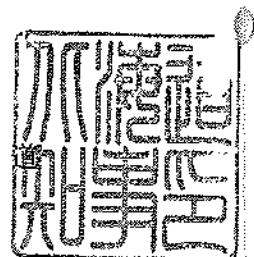
(解約)

第12条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月31日

甲 北海道  
北海道知事 鈴木直



乙 山口県山口市佐山10717-1  
株式会社ファーストリテイリング  
代表取締役会長兼社長 柳井正



別紙1

物資供給可能数量報告書

令和 年 月 日

北海道知事 様

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役社長

「災害時における物資の供給等に関する協力協定」第2条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

記

供給可能数量

品名	供給可能数量
肌着・下着(男性用、女性用、子ども用、ベビー用)	
靴下(男性用、女性用、子ども用、ベビー用)	
防寒ウェア(ダウン等)	
ルームウェア類(スウェットセット等) (男性用、女性用、子ども用)	
その他衣類(Tシャツ、ズボン等) (男性用、女性用、子ども用、ベビー用)	
毛布	
その他	

注：1日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

災害時における物資の供給等要請書

株式会社ファーストリテイリング  
代表取締役社長 様

北海道知事

「災害時における物資の供給等に関する協力協定」第4条に基づき、次のとおり物資の供給等を要請します。

要請理由			
要請品目 及び数量等			
納入場所	住所	名称	担当者 電話
連絡先	北海道総務部 氏名 危機対策局危機対策課 <u>電話 011-206-7804 FAX 011-231-4314</u>		
口頭、電話等 による要請の 日時	令和 年 月 日 時 分		
備考			

別紙3

連絡責任者届

【北海道】

1 連絡責任者

役職・氏名等	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名等		
T E L		
携 帯		
F A X		

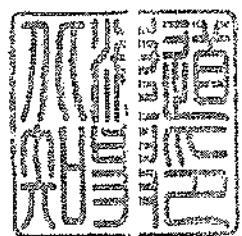
【㈱ファーストリテイリング】

1 連絡責任者

役職・氏名等	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名等		
T E L		
携 帯		
F A X		



## 災害時等における物資の供給等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と株式会社ニトリホールディングス（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下、「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の石狩DCにおける物資の供給と輸送（以下、「供給等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

**第1条** 本協定は、災害時等において甲が乙に対して行う物資の供給等の要請に関して、必要な事項を定める。

### （協力要請）

**第2条** 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
  - (2) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

### （協力要請の対象）

**第3条** この協定における協力要請の対象は次に掲げる物資の供給等とする。

- (1) 寝具  
(折りたたみマットレス、布団、毛布、タオルケット、枕、カバー類等)
- (2) 日用品・生活雑貨  
(タオル、スリッパ、ハンガーラック、ハンガー、マスク、体温計、消臭スプレー、折りたたみテーブル、折りたたみ椅子等)
- (3) その他、甲が必要と認めるもの

### （供給物資の引渡し）

**第4条** 供給物資の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙及び乙の協力企業が行うものとする。ただし、この運搬の実施が困難と認められる場合は、甲又は甲が指定する者が輸送を行うものとする。

### （協力の実施）

**第5条** 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、乙の管理する石狩DCに保有する物品の優先的な供給について、可能な限り協力するものとする。

### （実施報告）

**第6条** 乙は、甲の要請に基づき、供給等を実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

### （経費の負担）

**第7条** この協定に基づき、乙が甲の要請により供給した物資の代金及び乙が行った引渡し場所までの物資の運搬等に係る経費については、甲又は甲に支援を要請した市町村が負担するものとする。

### （経費の支払い）

**第8条** 乙は、本協定に基づく物資の供給等の実施後、前条の規定に基づき、甲又は甲に支援を要請した市町村に負担する経費を請求するものとする。

- 2 甲又は甲に支援を要請した市町村は、前項の請求があった場合には、その経費について速やかに支払うものとする。

(関係市町村との調整)

第9条 本協定に基づく物資の供給等の実施にあたり、関係市町村との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第10条 乙は、災害に係る情報について、物資の供給等の実施のほか、通常業務中に観察した場合においても、積極的に甲に提供するものとする。

(平當時からの体制)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平當時から次の事項の協力に努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 防災に関する情報交換
- (3) 甲又は市町村等が行う防災訓練への積極的な参加
- (4) その他、必要と認める事項

(守秘義務)

第12条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

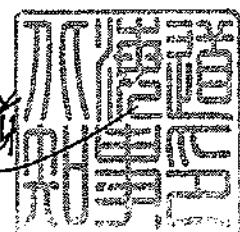
第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月26日

甲 北海道  
北海道知事

鈴木直



乙 札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号  
株式会社ニトリホールディングス  
代表取締役会長

久保田正人



## 災害時等における資機材のレンタルに関する協定

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会北海道支部（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）の必要な資機材のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲が乙に対して行う資機材のレンタルの要請に関して、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
- (2) 北海道外において災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
- (3) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

### （協力要請の対象）

第3条 この協定における協力要請の対象は次に掲げるものとする。

- (1) おおむね別表に掲げる資機材の提供
- (2) その他、甲が必要と認めるもの

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するものとする。

### （資機材の引き渡し及び引き取り）

第5条 第3条により実施可能とした資機材の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの資機材の運搬については、原則として乙が行うものとする。

2 乙は、甲から返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において引き渡しを受けるものとする。

### （実施報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき、資機材のレンタルを実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

#### (費用の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が甲の要請により資機材のレンタルに要した費用については、甲又は甲に支援を要請した市町村が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上、決定する。

#### (経費の支払い)

第8条 乙は、本協定に基づく業務の実施後、前条の規定に基づき、甲又は甲に資機材のレンタルを要請した市町村に負担する経費を請求するものとする。

- 2 甲又は甲に業務を要請した市町村等は、前項の請求があった場合には、その経費について速やかに支払うものとする。

#### (事故等)

第9条 乙は、資機材のレンタルの実施に際し事故等が発生した時、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

- 2 乙は、事故等の発生により、資機材のレンタルを中断した場合には、速やかに業務を継続するよう努めるものとする。

#### (市町村との調整)

第10条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

#### (情報提供)

第11条 乙は、災害に係る情報について、資機材のレンタルのほか、通常業務中に覚知した場合においても、積極的に甲に提供するものとする。

#### (平常時からの体制)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 防災に関する情報交換
- (3) 甲又は、市町村等が行う防災訓練への積極的な参加
- (4) その他、必要と認める事項

#### (守秘義務)

第13条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 28 日

甲 北海道  
北海道知事 鈴木 直道



乙 一般社団法人日本建設機械レンタル協会  
北海道支部  
支部長 倉内 広昭



別表

建設機械	ホイールローダー
	バックホウ
	ブルドーザ
	フォークリフト
	高所作業車
	ダンプカー
	クレーン付トラック
	軽トラック
	散水車
資機材等	投光車
	発電機
	照明器具
	移動式暖房器具
	仮設トイレ
その他指定する機器	水中ポンプ
	その他指定する機器

